

藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

藤枝市勤労者福祉センター条例（昭和 61 年藤枝市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)付帯設備等の表中

「

放送設備	1 式	530	体育室・研修室
映写機(16mm)	1 式	530	
スライド	1 式	530	
OHP	1 式	530	
ビデオ	1 式	530	会議室 1
コンセント	1 口	50	

」

を

「

放送設備	1 式	530	体育室・研修室
コンセント	1 口	50	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。